

損害賠償及び和解に関する件

令和7年（2025年）9月24日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、訴訟外の和解をするものとする。

記

1 相手方

札幌市東区在住者

2 事故の概要

令和7年4月13日、札幌市北区新琴似7条3丁目において、近接する市立中学校の敷地内に設置されていた看板が強風で吹き飛び、駐車中の相手方の自動車に衝突し、当該自動車が損傷した。

3 損害賠償の額

1,069,570円

（理 由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。